

# 京都市芸術文化特別奨励制度

## 平成30年度奨励者募集案内

「京都市芸術文化特別奨励制度」は、新たな芸術文化の創造を促進し、京都の芸術文化の振興を図ることを目的に、これから大きくはばたこうとする若い芸術家の方々などを奨励するものです。

自己の才能と無限の可能性を信じて、思い切った芸術文化活動をしていこうとする皆さんの積極的な御応募をお待ちしています。

### これまでの奨励者

- |         |   |         |   |
|---------|---|---------|---|
| □平成29年度 | 木ノ下 裕一（演劇、古典芸能の研究）<br>高尾 長良（小説）           | □平成20年度 | 三浦 基（舞台演出）<br>横山 佳世子（邦楽）  |
| □平成28年度 | 谷中 佑輔（現代美術・彫刻）<br>林 美音子（地歌演奏・柳川三味線）       | □平成19年度 | 英 裕（洋画）   |
| □平成27年度 | 徳山 拓一（現代美術を中心としたキュレーション）<br>久門 剛史（現代美術）   | □平成18年度 | 高谷 公子（声楽）<br>宮永 愛子（現代美術）  |
| □平成26年度 | 中川 日出鷹（現代音楽・ファゴット）<br>森田 玲・林 宗一郎（民俗芸能・能楽） | □平成17年度 | 名和 晃平（現代美術）<br>吉本 有輝子（舞台照明デザイン）   |
| □平成25年度 | 小林 達夫（映画）<br>JCMR KYOTO（現代音楽の研究・企画）       | □平成16年度 | 砂連尾 理+寺田 みさこ（現代舞踊）  |
| □平成24年度 | 中嶋 俊晴（声楽・カウンターテナー）<br>Hyon Gyon（絵画）       | □平成15年度 | 内田 淳子（演劇）<br>上森 祥平（クラシック・チェロ）<br>mitch（ジャズ・トランペット）                            |
| □平成23年度 | 加藤 文枝（クラシック・チェロ）<br>宮永 亮（映像表現）            | □平成14年度 | 井上 隆平（クラシック・ヴァイオリン）<br>ソバット・シアター（映像・美術造形）<br>高橋 匡太（現代美術・インスタレーション）            |
| □平成22年度 | あごう さとし（劇作・舞台演出）<br>曾根 知（コンテンポラリーダンス・バレエ） | □平成13年度 | 奥村 泰彦（舞台美術）<br>河原崎 貴光（メディアアート）<br>坂本 公成（現代舞踊）<br>文楽若手義太夫節の会（浄瑠璃）<br>松岡 万希（声楽） |
| □平成21年度 | 筒井 加寿子（演劇）<br>内藤 裕子（ピアノ）                  |         |   |

# 京都市芸術文化特別奨励制度

## 平成30年度奨励者募集について

### 1 奨励の内容

将来に向けて、積極的な芸術文化活動を行うための奨励金を交付します。

奨励金の金額は、1個人又は1グループにつき300万円です（課税対象所得となります）。

平成30年2月頃に奨励者を決定し、4月頃に奨励金を交付します（予定）。

なお、この制度は「人材育成」を目的として、将来、特に有望と認められる若い芸術家の方々に奨励するものであり、事業への助成を目的とするものではありません。

### 2 応募資格

芸術文化に関わる活動を行い、次の全ての条件に該当する個人又はグループ

- (1) 住所地、活動拠点又は予定する発表場所のいずれかが京都市内であること
- (2) 京都の芸術文化の振興や発信に貢献する可能性のある活動（創作、発表、企画、研究など）を行っていること

（備考）

- グループの場合、メンバー全員が上の条件に該当することを必要とします。
- 申請は1個人又は1グループにつき1件に限ります（個人とグループ、両方での申請は不可）。
- 年齢制限はありませんが、主に20代～30代半ばの若い年齢層からの応募を期待し、「今ある力」よりも「今後の飛躍の可能性」に注目します。
- 芸術のジャンルは問いません。複数のジャンルにまたがるものや、既成のジャンルの枠を超えた新しい芸術なども対象とします。
- 京都市芸術新人賞の受賞者など、本市において一定の評価を受けている方は対象となりません。

### 3 申請の方法

「平成30年度奨励者募集案内」に従い、「平成30年度奨励申請書」に必要事項を記入のうえ、自己アピール資料を添え、持参又は郵送により、受付期間内に下記のいずれかへ提出してください。

〈申請先／「平成30年度奨励者募集案内・奨励申請書」の配布〉

#### ● 京都市文化市民局文化芸術企画課 特別奨励制度担当

〒604-8006 京都市中京区河原町通御池下る下丸屋町394番地 Y・J・Kビル2階

TEL: 075-366-0033 / FAX: 075-213-3181 / E-mail: bunka@city.kyoto.lg.jp

【受付時間】午前8時45分～午後5時30分（ただし、土・日・祝日は休み）

\*下記ホームページからもダウンロードできます。

URL <http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000217579.html>

#### ● (公財)京都市芸術文化協会 特別奨励制度担当 (京都芸術センター内)

〒604-8156 京都市中京区室町通蛸薬師下る山伏山町546番地の2

TEL: 075-213-1003 / FAX: 075-213-1004 / E-mail: info@geibunkyo.jp

【受付時間】午前10時～午後8時

\*下記ホームページからもダウンロードできます。

URL <http://www.geibunkyo.jp/news/000572.html>

〈受付期間〉

平成29年5月1日（月）～平成29年7月31日（月）（必着）

## 4 提出書類・資料

### (1) 「京都市芸術文化特別奨励制度 平成 30 年度奨励申請書」(2部: 原本1部, 複製1部)

- ア 奨励申請書は定められた様式を使用してください。
- イ 申請書はホチキス留めはせずに、A4 サイズのクリアファイルに入れて提出してください。  
(紙媒体の自己アピール資料も同様)
- ウ 読みやすい字で、奨励申請書の全ての記入欄に記入してください(別添「記入例」を参照)。
- エ 必ず、所定の枠に収まるように記入してください。ただし、奨励申請書 P.6, 7 については、内容に応じて、様式をコピーするなど、追加していただいて結構です。
- オ 計画に海外研修(留学を含む)がある場合は、受入承諾書(※)の写し及びその日本語訳を提出してください。応募時点で提出できない場合は、承諾が得られていない理由及び今後の見通し(承諾書の受取時期等)を具体的に記入した「受入承諾状況説明書」を提出するとともに、9 月下旬までに受入承諾書を提出してください。  
(※(様式任意。承諾の日付, 受入期間, 受入機関名, 内容, 指導者等の直筆サインがあること。))
- カ 備品を購入する場合は、制度の趣旨及び活動計画との関連性が十分分かるよう記入してください。  
なお、単に既成の作品制作機材の購入を目的とする活動計画は対象となりません。
- キ 計画に京都市が実施する助成事業(京都芸術センターを含む)がある場合は、奨励の対象とはなりません。  
(重複助成の禁止)。

### (2) 自己アピール資料(2部: 原本1部, 複製1部)

自己アピール資料は以下の中から選んでください(複数選択可)。

提出に当たっては、以下の分量や注意事項に留意し、全ての資料に氏名及び原本・複製の別を明記してください。

	種 類	分 量 など
1	公演, 展覧会等を撮影した DVD (プレーヤーで再生可能なもの)	10 分以内 作品名, 制作年, 発表年, 発表場所などの 情報と収録時間を明記してください。
2	演奏を録音した CD	10 分以内 曲名, 発表年, 発表場所などの情報と収録 時間を明記してください。
3	作品を記録した写真	A4 サイズの用紙(片面) 5 枚以内 (1 枚の用紙に複数の写真が掲載されていても可) 作品名, 制作年, 発表年, 発表場所などの情報を明記 してください。
4	創作した戯曲, 文学作品, 研究論文等の概要をまとめた原稿 (手書き原稿は不可)	A4 サイズの用紙(片面) 5 枚以内 1 枚当たり概ね 1000 字で記入してください。 (手書き原稿は不可)
5	公演, 展覧会等のチラシ, 新聞・雑誌に掲載された批評記事	A4 サイズの用紙(片面) 10 枚以内

- 【注意事項】 1 上記の資料以外は、審査の対象としません。  
2 提出された資料は、原則として返却しません。  
3 定められた分量を大幅に超過する資料は、審査の対象とならない場合があります。  
4 DVD/CD について、編集が不可能な場合は審査の際に再生する部分を指定してください。(例 /15:00:00~25:00:00)

## 5 申請者説明会(希望者のみ)

本制度の説明会を次のとおり実施します。説明会后、申請に関する個別相談にも応じます。

日時: 平成 29 年 6 月 24 日(土) 午後 3 時~6 時(個別相談は午後 4 時~5 時 30 分まで受付)

会場: 京都芸術センター 大広間

\* 事前申込不要。当日会場に直接お越しください。

## 6 奨励者（奨励を受ける者）の決定

審査委員会において審査を行ったうえで、奨励者を決定します。

1次審査の結果は、全ての申請者に通知し（通知は平成29年11月頃の予定）、1次審査通過者にはプレゼンテーションを行っていただきます（プレゼンテーションは平成29年12月頃の予定）。

奨励者は平成30年2月頃（予定）に決定します。

## 7 奨励者に行っていたいただくこと

### (1) 活動計画に沿った活動など

この制度の趣旨を十分理解し、申請した活動計画（「奨励申請書」P.4参照）に沿って、奨励金を最も効果的に活かすように活動してください。また、活動期間終了後も含めて、主催する展覧会や公演などにおける市民招待や、本市事業・施策への連携・協力などを通じ、奨励を受けた成果を市民に積極的に還元するよう努めていただきます。

### (2) 中間報告

中間報告として、平成30年10月中に活動の状況を報告していただきます。

### (3) 結果報告

平成31年4月中に、所定の「活動結果報告書」に次の資料を添えて提出していただきます。

（「活動結果報告書」の書式は、後日奨励者にお渡しします。）

ア 活動期間中に行った展覧会、公演などの写真やビデオテープ、制作した作品の写真、研究論文、留学レポートなど

イ その他、参考になる資料（プログラム、来場者アンケート結果、新聞記事など）

### (4) ポスターなどへの表示

奨励者が主体的に関与する発表活動に際して、そのポスター、チラシ、プログラム等の中で「京都市芸術文化特別奨励者」である旨を表示してください。

### (5) 活動期間後の活動状況の報告

活動期間終了後も、引き続き積極的な活動を展開していただきます。

また、認定後5年間は活動状況の報告をしていただきます。

### (6) 備品等財産の取扱い

奨励者は、奨励金により取得し、又は効用の増加した財産を、奨励金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合は、京都市長の承認が必要です。

## 8 注意事項

次の場合には、奨励者の決定を取り消し、又は本市から交付した奨励金を返還していただくことがあります。

(1) 申請の内容に虚偽があった場合

(2) 活動計画の内容を実施する見込みがない場合

(3) 所定の期間内に活動結果報告書又は関係資料の提出がない場合

(4) 結果報告の内容が、活動計画と著しく異なり、かつ制度の趣旨を損なう場合

(5) 活動計画に留学がある場合に、留学証明ができない場合

問合せ先

京都市文化市民局文化芸術企画課  
特別奨励制度担当

TEL:075-366-0033 FAX:075-213-3181

E-mail : bunka@city.kyoto.lg.jp

(公財)京都市芸術文化協会 特別奨励制度担当  
(京都芸術センター内)

TEL:075-213-1003 FAX:075-213-1004

E-mail : info@geibunkyo.jp